

平成21年（行ウ）第49号 木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止請求事件

原告 小林 收 外91名

被告 愛知県知事 大村秀章 外1名

人証申請に対する意見書

平成23年12月19日

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士	佐	治	良	三
同	後	藤	武	夫
同訴訟復代理人弁護士	常	川	尚	嗣



原告らが平成23年12月12日付け証拠申出書（第2次）をもって申請している人証の候補者は、以下に述べる理由により、いずれも人証として不適切且つ不必要な者らであるから採用されるべきではない。なお、特に断りのない限り、従前使用したのと同じの略称を使用する。

1 証人浅野和弘について

原告らは、証人浅野和弘（以下「証人浅野」という。）の取調べにより木曾川水系河川整備基本方針及び同河川整備計画が適法に策定されたものでないことを立証するとしているが、木曾川水系河川整備基本方針及び同河川整備計画が適法に策定されたものであることは、被告らが申請を予定している証人において立証を行う準備があることから、証人浅野に対する尋問は必要ないものである。

2 被告大村秀章本人について

原告らは、被告大村秀章本人（以下「被告本人」という。）の取調べにより、本件導水路事業の見直しが必要であることを被告本人が考えていることを立証するとしているが、本件訴訟の争点は、本件導水路事業に係る支出の違法性の有無であるところ、本件導水路事業の見直しをするか否かと、支出の違法性の有無とは別次元の問題であり、本件の支出の違法性の判断に何ら資するところはないものであり、被告本人に対する尋問は不要かつ不適切である。

3 証人河村たかしについて

原告らは、証人河村たかし（以下「証人河村」という。）の取調べにより、証人河村が本件導水路事業からの撤退を表明していることから、名古屋市も本件導水路事業が不必要であると考えていることを立証するとしているが、前記2と同様、本件の支出の違法性の判断に何ら資するところはないものであり、証人河村に対する尋問についても不要かつ不適切である。

4 結論

以上述べたところから明らかなおり、原告らの申請にかかる人証候補者は、いずれも人証としての適格性を欠き、取調べることは無意味であるから、全て採用されるべきではない。

以 上